

アルミニウム建築構造物製作工場審査・認定の申請書の書き方

平成14年9月10日

平成23年4月1日 追記

アルミニウム建築構造協議会

I. 概要

この書き方は、アルミニウム建築構造協議会が良好な品質および性能の製品を供給することを目的として行う、**アルミニウム建築構造物製作工場**の認定を受けるため申請書の作成方法について説明する。

II. 適用基準

アルミニウム建築構造物製作工場審査・認定規定

アルミニウム建築構造物製作工場認定基準

アルミニウム建築構造物製作工場審査・認定規定および

アルミニウム建築構造物製作工場認定基準を補足する細則

III. 申請書の書き方

[1] 申請書

別紙1の「アルミニウム建築構造物製作工場審査・認定申請書」に必要事項を記入しアルミニウム建築構造協議会の会長宛に持参又は郵送により提出する。

*申請者は対象の工場を所管する会社又は事業部、工場の代表者とする。

*担当者は申請書、提出書類、工場実態調査に関する問い合わせ、連絡先とする。

*対象工場は主要構造部位の接合に溶接を行い製品の製作を行う「1類製作工場」、主要構造部位の接合に溶接を行わない「2類製作工場」、接着ハニカムパネルを取り扱う「AHP」の種別のいずれかを選び該当する種別に○をつける。

*今まで認定を受けていない工場が新たに認定を受ける場合(工場の移転を含む)。又は、認定を受けていたが喪失し、改めて認定を受ける場合は新規とする。

*製作工場認定の更新を行う場合は既に取得している認定番号、およびその認定年月日、並びに有効期限を記入する。

[2] 申請書諸元表の作成

別紙2の「アルミニウム建築構造物製作工場認定申請諸元表」に必要事項を記入してアルミニウム建築構造協議会の会長宛に持参又は郵送により提出する。

1. 工場の概要

工場の概要を記入し、以下の資料を添付する。記入しきれない場合はA4版用紙で作成しても良い。

*会社概況報告書：名称、所在地、資本金、売上高、代表者名、従業員数と製造品目などを記入する。

*工場案内図：工場の所在地、交通手段などを明記した資料で、工場が複数箇所に別れている場合は、対象とする全ての工場案内図と各工場間の距離、移動方法、時間を記入する。

*工場配置図：工場敷地内の建物の概要、配置、用途と面積などを記入する。また材料、製品の保管用倉庫の配置、面積なども明記する。アルミニウム建築構造物の製作実績が無い場合は、アルミニウム建築構造物を製作する場合の計画を作成する。

2. 組織図

*組織図：アルミニウム建築構造物の製作を対象とする工場の組織図、組織名称、業務分掌、役割と人員数などを記入する。準社員・常雇の外注工は人員数、所属と作業内容などを明記する。アルミニウム建築構造物の製作実績が無い場合は、アルミニウム建築構造物を製作する場合の計画を作成する。

3. 品質保証

- * 品質管理組織: アルミニウム建築構造物の製作を対象とする工場の品質管理組織図と業務分掌、役割などを記入する。アルミニウム建築構造物の製作実績が無い場合は、アルミニウム建築構造物を製作する場合の計画を作成する。
- * 社内品質管理基準: アルミニウム建築構造物又はこれに準ずる製品を対象とした社内品質管理基準で、クレームや不適合品の処置方法についても明示する。
- * 試験委託機関: 製品の品質管理に伴う試験・検査を外部機関に委託する場合はその機関名、委託試験・検査項目を記入する。
- * 製作工程図: アルミニウム建築構造物またはこれに準ずる製品を対象とし製作工程、検査項目、品質管理基準をフローチャートにした製作工程図を提出する。アルミニウム建築構造物の製作実績が無い場合は、アルミニウム建築構造物を製作する場合の計画を作成する。

4. 製作・検査設備

対象とする工場において、アルミニウム建築構造物またはこれに準ずる製品の製作・加工・検査に現在使用している機械や装置でリストに該当する加工設備、検査設備の名称、能力、員数を記入する。アルミニウム建築構造物の製作実績が無い場合は製作する場合の計画を作成する。

記入しきれない場合はA4版の用紙で作成する。

5. 製作実績

過去3年間に製作した、主要なアルミニウム建築構造物の名称、概要、建設地、竣工年月日、製作範囲、内容など製作実績を明記する。

製作実績は2件以上記入する。AHPは製作パネル総面積、及び使用された建物の名称、使用部位を2件以上記入する。また、性能評価表(別紙)を添付する。

アルミニウム建築構造物以外でも、以下に示すこれに準ずる製品は製作実績として記入する。

- (1) 船舶の上部構造
- (2) 土木構造物(コンクリート型枠、水門、浮き桟橋、橋梁など)
- (3) 輸送関係構造物(鉄道車両、トラック、タンクローリーなど)
- (4) 圧力容器
- (5) 貯蔵タンク、サイロ
- (6) カーテンウォール
- (7) サンルーム
- (8) パネル屋根、庇
- (9) バスストップシェルター等

6. 管理技術者・技能者

- * 技術者、技能者リスト

: 該当する技術者、技能者の有資格者の氏名、資格の証明書番号、有効期限などをリストアップし提出する。

- * 基準点数表: 「アルミニウム建築構造物製作工場認定基準」の別表1に記載され

た資格毎の配点に基づき基準点数を算定し点数表を作成し提出する。点数には上限点、必須点があるので注意をする。

7. 軽金属溶接構造物製造工場認定基準の基準点数

主要構造部位の接合を溶接で行い製品を製作する1類製作工場の認定を申請する工場は、一般社団法人軽金属溶接協会（旧（社）軽金属溶接構造協会）の溶接工場認定の認定番号、等級・資格、基準点数を記入する。

また溶接に係わる技術者、技能者のリストとその基準点数を記入する。

この項目は2類製作工場の認定を申請する場合は不要です。

8. 安全衛生・災害防止

*安全衛生管理組織図：対象とする工場の安全衛生管理組織図と業務分掌、役割などを記入する。

*安全衛生運営方針：安全衛生活動方針と計画、実施状況を記入する。

*放射線取扱資格者：溶接部の放射線透過試験を行う工場はエックス線作業主任者、放射線取扱主任者の有資格者の氏名、資格の種別、証明書番号、有効期限を記載する。

9. 協力工場・下請工場の指導・育成

契約・材料管理・工程管理・品質管理・安全衛生・技術指導などについて指導・育成の計画、実施状況などを記載し記録が有れば添付する。

アルミニウム建築構造物の製作施工要領書・同解説を渡して、説明、指導を行う。

以上